

重要事項説明書

(訪問看護)

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業所	株式会社ささえ
代表者	秋山 浩一
所在地	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目35番14号

2. (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションささえ
所在地	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目35番14号
事業所指定番号	1363390095
訪問看護ステーションコード	7294275
管理者	林裕子
連絡先	0422(28)5974
サービス提供地域	武蔵野市、三鷹市、練馬区、杉並区、調布市

(2) 営業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションささえ 荻窪営業所
所在地	東京都杉並区荻窪五丁目30番12号
連絡先	03(6276)9707
サービス提供地域	杉並区
事業所名	訪問看護ステーションささえ 武蔵関営業所
所在地	東京都練馬区関町北二丁目28番5号
連絡先	03(6904)8195
サービス提供地域	武蔵野市、練馬区、西東京市
事業所名	訪問看護ステーションささえ 三鷹営業所
所在地	東京都三鷹市下連雀三丁目34番2号
連絡先	0422(26)5485
サービス提供地域	武蔵野市、三鷹市、調布市
事業所名	訪問看護ステーションささえ 大泉学園営業所
所在地	東京都練馬区東大泉五丁目25番5号
連絡先	03(6904)5145
サービス提供地域	練馬区、西東京市、埼玉県新座市
事業所名	訪問看護ステーションささえ 浜田山営業所
所在地	東京都杉並区浜田山三丁目33番18号
連絡先	03(6379)6841
サービス提供地域	杉並区

事業所名	訪問看護ステーションささえ 鷺ノ宮営業所
所在地	東京都練馬区中村南三丁目12番20-101号
連絡先	03(5848)9090
サービス提供地域	練馬区、中野区
事業所名	訪問看護ステーションささえ 武蔵境営業所
所在地	東京都武蔵野市境南町三丁目9番7-205号
連絡先	0422(30)8805
サービス提供地域	武蔵野市、三鷹市、小金井市、西東京市
事業所名	訪問看護ステーションささえ 田無営業所
所在地	東京都西東京市南町三丁目1番6-203号
連絡先	042(452)9935
サービス提供地域	西東京市、練馬区
事業所名	訪問看護ステーションささえ 千歳烏山営業所
所在地	東京都世田谷区南烏山六丁目6番7号
連絡先	03(5969)8583
サービス提供地域	世田谷区、調布市
事業所名	訪問看護ステーションささえ 初台営業所
所在地	東京都渋谷区初台一丁目31番9-203号
連絡先	0120(970)370
サービス提供地域	杉並区、世田谷区、中野区、渋谷区、新宿区

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーションささえ（以下、「本事業所」という。）の看護師その他の職員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 事業所の職員体制（令和 7年 8月 1日現在）

職 種		常 勤	非 常 勤
訪問看護ステーションささえ			
管 理 者		1名	
看 護 職 員	看 護 師	3名	7名
	理学療法士	4名	1名
	作業療法士	5名	1名
	言語聴覚士	2名	0名
訪問看護ステーションささえ 荻窪営業所			
看 護 職 員	看 護 師	2名	0名
	理学療法士	2名	1名
	作業療法士	0名	0名
訪問看護ステーションささえ 武蔵関営業所			
看 護 職 員	看 護 師	2名	2名
	理学療法士	1名	1名
	作業療法士	2名	0名
	言語聴覚士	1名	0名
訪問看護ステーションささえ 三鷹営業所			
看 護 職 員	看 護 師	2名	0名
	理学療法士	2名	0名
	作業療法士	2名	2名
訪問看護ステーションささえ 大泉学園営業所			
看 護 職 員	看 護 師	2名	2名
	理学療法士	0名	0名
	作業療法士	2名	0名
	言語聴覚士	0名	1名
訪問看護ステーションささえ 浜田山営業所			
看 護 職 員	看 護 師	2名	1名
	理学療法士	2名	0名
	作業療法士	1名	0名
	言語聴覚士	1名	0名
訪問看護ステーションささえ 鷺ノ宮営業所			
看 護 職 員	看 護 師	3名	4名
	理学療法士	3名	0名
	作業療法士	1名	1名
訪問看護ステーションささえ 武蔵境営業所			
看 護 職 員	看 護 師	0名	1名
	理学療法士	1名	0名
	作業療法士	0名	0名
訪問看護ステーションささえ 田無営業所			
看 護 職 員	看 護 師	2名	0名
	理学療法士	1名	0名
	作業療法士	2名	0名
訪問看護ステーションささえ 千歳烏山営業所			
看 護 職 員	看 護 師	1名	2名
	理学療法士	1名	0名
	作業療法士	1名	0名

訪問看護ステーションささえ 初台営業所			
看護職員	看護師	0名	0名
	理学療法士	0名	0名
	作業療法士	1名	0名

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
訪問看護ステーションささえ	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 荻窪営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 武蔵関営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 三鷹営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 大泉学園営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 浜田山営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 鷺ノ宮営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 武蔵境営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 田無営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 千歳烏山営業所	
月、火、水、木、金、土、日曜日	午前9時から午後6時00分まで。
訪問看護ステーションささえ 初台営業所	
月、火、水、木、金曜日	午前9時から午後6時00分まで。

6. 利用料

- (1) 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者は、料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 利用料金の支払い方法
毎月15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。利用料は、1ヵ月単位とし、当該月の利用料は、翌月26日に、利用者が指定する口座から毎月26日に振り替えます。（26日が銀行休業日の場合は、その翌日）
- (4) キャンセル料
訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更又は中止することができます。
ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡を頂いた場合	不要です。
当日の訪問までのご連絡の場合	1,000円
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%

7. 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご 家 族 氏 名 : _____
 続 柄 : _____
 連 絡 先 : _____
 緊急連絡先 : _____

主 治 医 医療機関名 : _____
 医 師 名 : _____
 電 話 番 号 : _____

居宅介護支援事業所 事業所名 : _____
 ご 担 当 者 : _____
 電 話 番 号 : _____

8. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行

います。

9. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

10. 秘密保持

本事業所の職員は、当該事業を行ううえで知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 本部長 小澤光夏

虐待防止に関する担当者 本部長 小澤光夏

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

12. 相談窓口、苦情対応

訪問看護ステーションささえ 担当者 林裕子	所在地 電話 FAX 受付時間	東京都武蔵野市吉祥寺本町1-35-14 0422(28)5974 0422(27)5354 09:00~18:00
武蔵野市役所 健康福祉部高齢者支援課	所在地 電話 FAX 受付時間	東京都武蔵野市緑町2-2-28 0422(60)1846 0422(51)9218 08:30~17:00
三鷹市役所 健康福祉部高齢者支援課	所在地 電話 FAX 受付時間	東京都三鷹市野崎1-1-1 0422(45)1151 0422(48)2813 08:30~17:00
杉並区役所 保健福祉部介護保険課	所在地 電話 FAX 受付時間	東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 03(3312)2111 03(5307)0698 08:30~17:00
練馬区役所 保健福祉サービス苦情調整 委員事務局	所在地 電話 email 受付時間	東京都練馬区豊玉北6-12-1 03(3993)1344 chousei@smile.ocn.ne.jp 08:30~17:15

中野区役所 中野区地域支えあい推進部 介護保険課介護事業者係	所在地 電話 受付時間	東京都中野区中野4-11-19 03(3228)8878 08:30~17:00
世田谷区役所 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会 事務局	所在地 電話 受付時間	東京都世田谷区世田谷4-21-27 03(5432)2605 08:30~17:00
渋谷区役所 介護保険課介護相談係	所在地 電話 受付時間	東京都渋谷区宇田川町1-1 03(3463)3304 08:30~17:00
新宿区役所 介護保険課給付係	所在地 電話 受付時間	東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 03(5273)3497 08:30~17:00
西東京市役所 高齢者支援課	所在地 電話 e m a i l 受付時間	東京都西東京市中町1-5-1 042(438)4032 f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp 08:30~17:00
調布市役所 福祉健康部高齢者支援者室	所在地 電話 F A X 受付時間	東京都調布市小島町2-35-1 042(481)7321 042(481)7028 08:30~17:00
小金井市役所 介護福祉課	所在地 電話 e m a i l 受付時間	東京都小金井市本町6-6-3 042(387)9822 s050399@koganei-shi.jp 08:30~17:00
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	所在地 電話 F A X 受付時間	東京都千代田区飯田橋3-5-1 03(6238)0177 03(6238)0022 09:00~17:00

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

（事業所） 所在地 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目３５番１４号
ユニアス七井ビルＢ－１号室
名 称 訪問看護ステーションささえ
管理者 林 裕子

説明者 _____（印）

私は、本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

（ご利用者） 住 所

氏 名 _____（印）

（ご家族） 住 所

氏 名 _____（印）